

平成24年第7回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成24年11月26日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成24年12月7日(金) 午前9時30分
 散会 午前10時3分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長補佐	服 部 文 明	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長補佐	土 崎 由 文	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第7回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成24年12月7日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第100号 専決処分の承認を求めることについて

議案第101号 邑南町下水道条例の一部改正について

議案第102号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の制定について

議案第103号 邑南町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第104号 邑南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第105号 平成24年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第106号 平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第107号 平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第108号 平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成24年第7回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成24年12月7日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成24年第7回邑南町議会定例会第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番高本議員、12番山中議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(松本正) 日程第2、議案の質疑。これより議案第100号から議案第108号までの質疑に入ります。始めに、議案第100号に対する質疑から始めます。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第100号の質疑を終わります。続きまして、議案第101号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第101号の質疑を終わります。続きまして、議案第102号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第102号の質疑を終わります。続きまして、議案第103号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第103号の質疑を終わります。続きまして、議案第104号に対する質疑に入ります。質疑に、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第104号の質疑を終わります。続きまして、議案第105号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示し、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●辰田議員(辰田直久) はい、7番。

●議長(松本正) 7番。

●辰田議員(辰田直久) 失礼します。29ページをお願いいたします。はい、ええっと賃貸住宅建設の補助事業の減額補正について少しお伺いしたいと思います。これは、まあ、あのう、入札減等とはちょっと意味の違った減額修正だと私思いますが、これ町と県が一戸当たり400から500万の支援をされ民間の住宅建設のおて、手助けをするという事業でございました。まあ、予想外と言いますか見込み違いと言いますか、その要因はどう受け止められておりますか、お聞きいたします。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 今年度2千900万の減額補正を計上しておりますが、新規事業でありまして、今年度事業内容の説明に多少時間が掛かりました。結果として取りかかれ、取りかかりが遅れる事態とな、なりました。結果、当初見込み量を下回ることになりましたが、現在では、まあ、概ね事業者さんにも、あのう、事業内容の趣旨を理解いただいているようで既に来年度は事業着手したいと、こういう意向をお聞きしている業者さんも4者ばかりございまして、制度構築の趣旨に間違いはなかったと感じておりますので、来年度も万全を期して取り組んでまいりたいと思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい。

●議長(松本正) 7番議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、町の、町営の方で行う住宅もあれば今のように民間を、の活用というか活力も加味した住宅政策もあるわけですが、まあ、これによって、まあ、邑南町の、まあ、最低限のその住宅確保しようという、まあ、計画等のあると思いますが、今後そういったものが出てくればそういった、あのう、計画といいますか、まあ、マスタープランもありましたが、そのへんに沿って邑南町の賃貸住宅等の確保はできるという見通しでございましょうか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(松本正) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 住宅の確保、全体のマスタープランも含めての住宅の確保という、質問というふうに受け止めさせていただいておりますけれども、現在マスタープランの方で町営住宅、公営

の方ですけれども町営住宅については、こうした今の、基本的には建て替えということを念頭に置いて建築を進めておるところでありますけれども、それでもまだこうした子育て村構想等を含めてUIターン者の受け入れというところでは、現在充足している状態ではないという認識を持っております。そういう意味で今あつた民間の活力を利用した住宅の建築と、それと政策的に行おうとしております今、市木に計画をして、実施をしておりますように政策的に行っていくものというふうな考え方を持っております。そして特に、まあ、入居希望の多い地域については特に民活を、の方で建築をしていただいて十分な確保を、住宅の確保をしていきたい。そういう考え方を持っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 7番。

●辰田議員(辰田直久) あのう、確かに、あのう、民活をされた方が、は、あのう、財政負担の方は少なく済むというような私も気がするわけですが、あのう、ただ、まあ、今課長の答弁の、原課長の答弁の中で、まあ、来年度はやってみたいという業者もあるというようなことを聞きましたが、だいたい今年度とまた同じような条件で行われるのでありましようか。そして逆に言えばその支援をするからという側面、家賃設定を、まあ、町側がある程度されておるわけですが、そのへんところでネックになる業者さんもおられたように聞きますし、それはやはりある程度の裁量をもってやられた方がお客さんがつかなければ、その民間の方も今後運営をできなくなる点もありますし、そのへんまで行政が立ち入る、家賃の設定までできるかどうかというところの見直しの方は、必要ないか考えを伺いたいと思います。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) はい、家賃の設定というのはこの制度に関しまして重要な要件でありました。安い家賃でという。その代わりに建設費の半分、まあ、上限はございますが、あのう、補助しようというのが趣旨ですので、そこの部分はなかなか、あのう、直ぐに変えるとは申しかねます。ただ今年と同じ条件で既に今年着手された業者さんが来年も、度もやってみたいとこう言っている、おるので条件に対する、あのう、不平不満とというのは根本的にはないものと解しております。ただ運用上、実際やって見ていろんな細かい条件の部分は、あのう、協議して変更もありうるかとは感じております。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●議長(松本正) 12番。

●山中議員(山中康樹) 7ページの負担金分担金につきまして、その中の説明がありました特定中山間地保全事業の負担金でございますが、これは多分約10年ぐらいなと思いますが、緑資源公団という事業名でスタートした、あの事業だったと思います。そのときに勘違いか分かりませんが、私が聞いた範囲ではその工事が始まって、まあ、約1割の工事費でしたが、一括償還というものが工事が終わって数年間はできないというような事業だったと思います。それでそのときに感じたのは、その間の、あのう、本人は一括で払いたいといいながらも払えないということで、その間については町がその負担、あのう、負担金を、あのう、払うんかというような中で、なかなか、あのう、その緑資源公団も、まげにやるんだなというような、まあ、印象で思っておりましたらこのたび予算的には、6、6千か、6千700、190、9千円が出ておりますが、これの、あのう、

圃場整備の払い方とこのたびの払い方の違いというものは、あのう、どこにあるかということで、あのう、担当課の方で分かれば。

●土崎建設課長補佐(土崎由文) 番外。

●議長(松本正) はい、土崎建設課長補佐。

●土崎建設課長補佐(土崎由文) 特定中山間保全整備事業の農家負担金の償還の方法のことです。お尋ねの、あのう、圃場整備の償還の方法と他に例えば暗渠と客土を行った、若しくは農業用施設、水路の整備を行った場合の償還の仕方が違うという説明があったということでしょうか。逆にちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけども。あのう、まあ、事業を、まあ、あのう、始まったのは議員おっしゃるとおり、もう10年ぐらい前の話でして、その当時から償還の方法について詳しく、あのう、個々の担当者が述べたということは記録には残ってませんけども、あのう、事業を進める上で、まあ、現地での説明の中で、この償還については15年の一括償還か、15年、15年の分割の償還の方法か第1回目に全て支払う繰上償還、この二通りの方法しかないというふうな説明をいたしたように聞いております。この中で差やを町が、あのう、負担する、ええっと償還金の利息の部分を町が負担するということは私は、あのう、確認をしておりません。聞いておりません。以上です。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 12番議員。

●山中議員(山中康樹) となりますと、あのう、私の聞き間違いかも知れませんが、このたび、まあ、数、数名といいましょうか。何名の方か分かりませんが一括償還を、まあ、されるというような中で、その一括償還の仕方の中で利子が発生を、まあ、していると聞いておりますが、利子というものは、その、それが圃場整備との違いという意味ですが、利子が発生するということが自体が私は一点おかしいんじゃないかというわけですが、これについては初めからそういうような利子の発生というのが、一括償還するのに。説明というものが、あのう、その地権者といいましょうか。やられた方に説明されていたのかということについて。

●土崎建設課長補佐(土崎由文) 番外。

●議長(松本正) 土崎、土崎補佐。

●土崎建設課長補佐(土崎由文) はい、圃場整備、圃場整備の整備事業と特定中山間の保全整備事業の償還金の違いということで、今、あのう、皆さんに、あのう、お願いしとるのは特定中山間の保全整備事業の負担金をお願いしとりまして、その事業に係る負担金については繰上償還ではなくて一括償還でございます。今年度24年度、もう既に1年間の借入れを森林総研がしとります。その部分の借入れの負担金はどうしても支払っていただくということで繰上償還の中にも一回分の利子分が入っております。あのう、その説明をしたかということでございますけども、ええっと、その説明ちょっと確認ができとりませんけども、あのう、承知をしとりません。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 12番議員。

●山中議員(山中康樹) 多分この中の課長さんの中でも、まあ、議員の中でも、そこらの話が、その10年前ですので、どこまでやっていたかというのが理解された方がおられるかどうか分かりません。まあ、一点ですが、今の答弁ですと、まあ、そのときの、あのう、一括償還するのに1年分の利子を付けて払うということが初めからそれが言っていたか無いか。まあ、基本的にはおかしいわけですね。払い方としては。いう問題ともし、あのう、元の建設課長で学校教育課

長の田中課長さんでも、まあ、そういうのがご存じでしたら、あのう、ご答弁をお願いしたいというのが一点と、もう一点は一括償還をしながらも利子が発生をしていると。要するに15年なら15年の中の残りの利子が発生をしとるということになりますと、その利子自体が、もう払うこと事態もおかしいわけですが、こ、これについての2点について。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) はい、学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 事業途中からも私も担当になったわけですけども、当初の事業を進める、導入する時点でそこまで償還の1か月、一括償還をして1か月、1年目に対しては利子が付きますよという詳しい説明が行われていたかどうか、私も確認はできません。ですが少なくとも私が担当になってからは償還の方法というのは、もう既にその時点で決まっております、15年償還が基本でございました。町もそういたします。で、地元負担につきましては15年の一括償還を基本としながらも、あっごめんなさい15年の分割償還を基本としながらも一括償還も選択できますよという方、方法が説明がありました。森林総研の方からですね。これを受けて皆さん方には事業説明をする中で、その説明してまいったつもりでございます。ただ、1年目に限り利子が付くというようなところまでは詳しく説明をしてなかったかと思います。ただ先ほど建設課の補佐が言いましたように、もう既に借上げを1年目にしましたので、しておりますので、その1年目の、1年目の分割した、15年分割した1年目に掛かる金額に対する利子部分は発生しとるという認識でございます。

●議長(松本正) 利子じゃあなしに、消費税のことですか。

●土崎建設課長補佐(土崎由文) 番外。

●議長(松本正) 土崎補佐。

●土崎建設課長補佐(土崎由文) 償還の表の中に利子と消費税という項目があります。消費税という項目は、あのう、数字は、あのう、その表の中の5%をいかに足しても出てきませんので、あのう、私たちも不審に思っており、あのう、森林総研の方に確認したんですけども、その利子というのは、あのう、できた、まあ、水路なら水路に掛かる売上消費税というものらしいんです。森林総研は、あのう、納税業者というんですか、あのう、課税業者なので、あのう、その利子に対して支払わなきゃいけないということらしくて、その、まあ、売上消費税部分を、あのう、受益者の皆さん負担をしていただくというような説明でございます。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 2番議員。

●宮田議員(宮田秀行) 21ページ衛生費における子ども医療費の件でございます。先般、教育民生常任委員会において、まあ、質問をさせていただきまして回答書もいただいております。その中で読み込んでいきますと、やはりちょっと少々疑問な点が浮かんできましたので、この場を借りてちょっとお聞きしたいと思うところではございますが、子ども医療費について償還払い、通常払いと償還払いにおけるその差額、これが外来においては約900円、入院においては約3千円近くの差額が発生していることについて回答をいただいたわけなんですけど、まあ、その中で例えば軽症の場合あるいは重症の場合、その場合において金額の差が発生しておるという回答もいただいております。しかしながら軽症あるいは重症という、その中身の比較というものは実際医療現場で判断することでありまして、実際のご家族の方がこれは軽症か、これは重症かという判断はまずされてい

いと思うわけなんですけど回答の方においては、そのような状態にあるがために償還払い等で差額が発生しているという回答がございました。この件に関しては少々矛盾があるように思われるんですが、もう一度ちょっとそのへんをお答えいただければ幸いです。

●日高保健課長(日高誠) 番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) あのう、今のご指摘のありました、あのう、軽、軽症重症という言葉ですけど、あのう、私たちの方でも、あのう、領収書に付けられてる分ですと、その病、病名とか内容は分かりません。あのう、点数で、あのう、何円掛かったかという話です。で、この回答いたしましたのはですね、あのう、町内の場合はどうしても、あのう、内科が主でございましてそういう意味で、あのう、例えば風邪でありますとかおなかが痛いとかいうところで最初は町内の方に行かれることが多くて、あのう、どうしても町外の専門的な、あのう、整形でありますとか耳鼻咽喉科でありますとか皮膚科でありますとか専門病院に行つたら、られる方が多くてですね。それを総称して、あのう、私どもで、言葉づかいが間違いかも知れませんが、あのう、軽症と重、重症というか、あのう、専門的なところに行ったというふうな書き方をさしていただいたものでございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(松本正) 2番議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、確かに、あのう、領収書あるいはレセプトの中身では症状等は読み込めないっていうのは分かります。ただ、あのう、もう少し深く精査をしていただきたいのはですね。初診料というところをもう一度見ていただきたいというふうに、あのう、常任委員会の席では申しあげましたが、今回の回答書におきましてはそのような表現はされておられません。と申しますのも、まあ、ご存じのとおり町内の医療機関を通常受けられた場合は初診料はお安く掛かります。しかしながら町外あるいは県外の病院をいきなり飛び込みで受診をされますと初診料というのは、約2倍から3倍掛かります。通常ですと町内の病院にまずかかれて、そこで専門外という診断を下された場合もちろん専門の病院に転院をされるわけですが、そういった場合においては診断料、初診料というのは安くなります。こういった差額が多分に今回、償還払いとの差に出てきているんじゃないかなというふうに思われるわけです。ですので領収書あるいはレセプトの中身から読み込めないものであっても、例えば居住地域で近隣に町内に医療機関が無い場合、川を渡って直ぐに町外のところに医療機関があるだとかですね、そういったところは精査できると思いますので、今一度このたびのその差額の部分に関して保健課で知り得る情報を集めていただいて、その差額の中身を精査していただきたいと思うんですけども。お願いしたいと思います。

●日高保健課長(日高誠) 番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) 議員さんが今ご指摘のあったのはですね。初診のときにですね、あのう、紹介が無くて、あのう、受けた場合のことだと思うんですが、それは非紹介者加算初診料とかいう名前が付くそうでした、例えば安佐市民病院とか市民、広島の市民病院は千570円掛かります。それから広大には高くでですね5千250円、それから浜田の方でも3千150円、島根医大も3千150円掛かります。まあ、私もこれは、あのう、調べましたが、実はこれは保険対象外でして、あのう、補助対象になりませんので、うちこのデータには入ってない額のになりますので比較はできないというか、あのう、コメントをさしていただかなかったものでありまして、この金額には両方に入ってませんので、これがあるが、がためにですね、高い安いというのは無いと思いまし

たのであえて書かなかったわけでございます。

●議長(松本正) よろしいですか。他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第106号の質疑を終わります。失礼しました議案第105号の質疑を終わります。続きまして、議案第106号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第106号の質疑を終わります。続きまして、議案第107号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第107号の質疑を終わります。続きまして、議案第108号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) 1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) ページ3、4とこしか無いんですね。まあ、そこですけど、あのう、施設維持費ということで、あのう、以前から雷対策に大変苦労されているんだと思います。で、あのう、今取られてる対策の方法とその成果、で今後も、はどのようにやって行かれるか、ちょっとそのへんを教えてください。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) 今回も9月の雷によりまして約247件の故障が発生しております。それで今回の補正によりまして、今150、247件中120台今修理をいたしまして残りを今修理中でございます。それで、あのう、対策といたしましては、まあ、雷のことでございますのでなかなか難しいんですが、IP電話器のターミナルアダプタ。これが雷によって故障するわけですが、まず通常の家庭には付けておりませんが、まずサンダーガードというものを設置しております。それは、あのう、コンセントから、そのターミナルアダプタの間に付けるんですけれども、これを付けて、まあ、ターミナルアダプタまで行くのをそこで止めるという対策を取っております。これは、あのう、一度故障しましたら、そのお宅には全て付けるようにしております。まあ、一個千500円ぐらいのものでございます。それから、まあ、2度目、だいたい雷が落ちるところはやっぱり決まって落ちますので、2度目3度目になりますとですね、今度は、あのう、現状では今70台ぐらい付けておりますけどIP電話の専用の電話器を付けさせていただいております。ですからNTTの電話とIP電話と切り離して、その家庭に設置させていただくような対策を取ってるというのが現状でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) 1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) 故障したところにまずサンダーガードを付けていただいて、それでも雷が入って困るということだと切り離すということで、だと思ふんです。で、まあ、故障すると修理代

なりそれなりの、まあ、毎回、補正でかなり金額が上がるんですけど、そのサンダーガードである程度効果があるようであれば、これを事前にもう全家庭に配るなり、購入していただくとかした方が結果的には、その故障も少なくて良いと思うんですけど、そのへんのことの考えがあったら教えてください。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) サンダーガードで効果があるかどうかということでございます。あのう、実はですねサンダーガードがあった、あったとしてもT Aまで行く故障もありますし、サンダーガードで止まる故障もあります。ですので現状では様子を、まあ、見させていただく、その雷の程度にもまたこれもよります。ですので、現状では今1回2回の故障のところはサンダーガードをチェックしながらT Aまで行っているかどうかというのをチェックしております。で、あのう、結果としてですねサンダーガードを付けずに故障したT Aというのは、もうほとんど修理がききません。ところがサンダーガードを付けて故障したT Aというのは、まあ、7割程度になりましょうか、あのう、修理がきく故障で済んでいるというのが現状です。全戸配布は今のところ、まあ、考えておらんですけれども故障した家には必ず付けていくということにしております。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) 1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、民間業者のそのI P電話であるとかそういうのはもう初期は無料でこう、あのう、修理しますだったんですけど、もう数年後にはもう、あのう、1件当たりでも買い取りじゃあないですけど、故障したら1万いくらで、あのう、お金出してくださいっていうように変わったように、まあ、大変どこも苦勞することなんだと思います。で、サンダーガードを付けて故障した場合は修理がきくってということであれば一度そのどういうふうにとするとコストが一番安くて良いのかっていうのも出されたうえで、まあ、どっかで一度は議会にやっぱり提示していただいて、いつまでも壊れれば、壊れた分こう補正で計上するっていうやり方じゃなくて、まあ、抜本的な見直しも考えられると良いなと思います。一度検討していただければと思います。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) あのう、議員さんの言われることが良く分かりますので、その方向で考えたいと思いますが、現状では、あのう、ベストな対策は電話器をもう一台付ける、2台電話器体制というのが、あのう、現状ではベストだというふうに考えております。以上です。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第108号の質疑を終わります。以上で、議案第100号から議案第108号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(松本正) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

—— 午前10時 3 分 散会 ——